

「みんなで取り組む防災活動促進条例」第 15 条に基づく県施策の公表について

令和 5 年 9 月 26 日
岩手県復興防災部防災課

1 趣旨

平成 23 年 4 月 1 日に施行された「みんなで取り組む防災活動促進条例」（以下「条例」という。）第 15 条では、「第 13 条（県民等の防災活動への支援）及び第 14 条（避難行動要支援者の支援体制の整備に係る支援）に規定する施策の実施状況について、毎年度公表する」とされており、今般、令和 4 年度における県施策の実施状況をとりまとめましたので公表します。

また、条例の趣旨等を踏まえ、県及び県民等が行う防災活動の促進に資することを目的に、令和 5 年度において実施を予定する施策の概要についても併せて公表します。

（※「みんなで取り組む防災活動促進条例」は、資料末尾に全文を添付しています。）

2 令和 4 年度における県施策の概要

令和 4 年度は、前年度に引き続き、防災に関する正しい知識の習得支援や普及啓発活動などに取り組み、県民等の防災意識の醸成や地域主体の防災活動の促進を図ったところです。

県施策の主な取組の実施状況は、次のとおりです。

(1) 防災に関する正しい知識の習得のための教育に関する施策（条例第 13 条第 1 号）

ア 地域の防災力を強化するため、地域防災力強化アドバイザーを派遣して講演等を実施しました。また、地域防災サポーターや学校防災アドバイザーを派遣して地域防災教育研修を実施しました。

（→別紙 1 整理 NO. 2、3、10）

イ 自主防災組織の活性化及び結成促進の取組事例を県内に広く紹介するため、モデル事業を実施しました。また、地域の防災力を支える「共助」の大きな力である自主防災組織の活性化を進めるため、自主防災組織の中核人材である防災士の育成を目的とした養成研修を実施しました。（→＃ NO. 5、6）

ウ 復興教育に関する指導方法等の開発・普及のための支援を実施するとともに、内陸部と沿岸部の児童生徒の交流学习等への支援を実施しました。（→＃ NO. 9）

エ 津波被害から県民等の生命を守る対策の一つとして、津波に関する知識の普及と防災意識の向上を図るため、小学生・中学生・高校生・大人の各世代を対象とした防災施設見学会や出前講座を実施しました。（→＃ NO. 11、12、14、16）

オ 土砂災害及び対処方法に対する正しい知識を身につけることにより、行政の発信する避難情報を待つことなく、自ら必要な情報を入手

して適切な避難行動を判断できるようになることを目的とし、小学生及び中学生を対象とした、現場見学や出前講座を実施しました。(→
＃ NO.13)

(2) 防災活動に携わるボランティアの育成に関する施策（条例第13条第2号）

ア 災害時における外国人への広域的な支援体制構築のため、県内各地域で活躍するサポーターの育成に取り組むとともに、支援に関する研修や語学講座を開催しました。

(→ 〃 NO.17)

イ ボランティアの確保に向けて、岩手県社会福祉協議会が実施する「ボランティア体験 in いわて」等の取組を支援しました。(→ 〃
NO.18)

ウ 災害時に効果的な「防災ボランティア活動」を支援するため、市町村職員、市町村社会福祉協議会職員、NPO法人職員が連携や協働のあり方を協議する「岩手県防災ボランティア支援ネットワーク連絡会議」を開催しました。(→ 〃 NO.19)

(3) 地域における防災活動のリーダーの育成に関する施策（条例第13条第3号）

ア 自主防災組織の活動の活発化を促進するため、自主防災組織リーダー研修会を開催しました。(→ 〃 NO.20)

イ 災害時における要配慮者の安否確認など、地域住民の身近な支援者である民生委員・児童委員を対象とした研修会を開催しました。(→
〃 NO.21)

(4) 事業者の事業継続計画の作成に関する助言（条例第13条第4号）

ア 小規模事業者（商工業者）が事業継続力強化計画等を作成し、災害等の発生時における事業継続力の強化を目指す取組に対し、補助金を交付し、防災・減災のための設備導入を支援しました。(→ 〃 NO.22)

イ 大規模災害時における被害の最小化及び早期復旧を図るため、地元が主体となった漁業地域における業務継続計画の策定等を支援しました。(→ 〃 NO.23)

(5) 県民等の防災活動に関する普及啓発及び表彰に関する施策（条例第13条第5号）

ア 消防に関し功績のあった者を表彰することで消防関係者の志気高揚を図るため、令和5年3月に岩手県消防表彰式を実施しました。(→
〃 NO.25)

イ 中山間地域における遠隔授業や交流学习などローカル5G等を活用した地域課題解決モデルの構築に向け、葛巻高校（公営学習塾）と東日本大震災津波伝承館をオンラインで繋ぎ、ローカル5Gによる高精細映像の伝送等の遠隔教育の実証に向けた取組を実施しました。(→
〃 NO.26)

ウ 住民への山火事防止意識の普及啓発を図るため、山火事防止横断幕やのぼりの掲示、森林事業体等へ山火事予防PR入りの卓上カレンダー配布を実施しました。(→ 〃 NO.27)

エ 「土砂災害防止月間」活動の一環として、県内の小・中学生から土砂災害やその防止に関する絵画・作文を募集し、優秀な作品を表彰しました。(→ 〃 NO. 28)

オ 東日本大震災津波を風化させないことを目的として、東日本大震災津波伝承館において、東日本大震災警察活動写真展を実施しました。(→ 〃 NO. 30)

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、県民等の自発的な防災活動に資する援助に関する施策

ア 「いわて震災津波アーカイブ～希望～」の保守運用を行うとともに、各種研修会、広報の場等を活用して、当該システムの周知を行ったほか、教育現場等での利活用の促進を図るため小・中学校教職員向けの利用方法説明会を実施しました。(→ 〃 NO. 37)

イ 最大クラスの津波被害の全容を把握するため、県防災会議の下に「地震・津波被害想定調査検討部会」を設置し、助言を得つつ、「岩手県地震・津波被害想定調査報告書」を取りまとめ、公表しました。(→ 〃 NO. 38)

ウ 津波来襲時の沖出し避難等による被害を防止するため、漁業者が主体となって行う漁船避難ルールづくりの取組を支援しました。(→ 〃 NO. 41)

エ 市町村が策定する洪水ハザードマップ作成支援を目的とした洪水浸水想定区域図作成等（水位周知河川の指定、水位計設置を含む。）を実施しました。(→ 〃 NO. 43)

オ 防災に対する意識の醸成を図るため、東日本大震災津波伝承館の利用者層に応じた震災津波に係る学習プログラムやワークブックの作成、ワークショップの指導等を実施しました。また、学校との意見交換を実施し、伝承館を活用した復興・防災教育の利用促進を図りました。(→ 〃 NO. 44)

(7) 市町村が作成する避難行動要支援者の避難の支援に関する計画についての助言やその他必要な支援に関する施策（条例第 14 条）

ア 市町村における避難行動要支援者の避難支援対策の充実・強化を図るため、市町村担当者等を対象とする研修会を実施しました。(→ 〃 NO. 45)

イ 本県の医療的ケア児に係る実態を把握し、今後の支援施策に関する基礎資料とするため、医療的ケア児の避難行動要支援者名簿の登録状況及び個別避難計画の策定状況を調査し、結果を取りまとめの上、県ホームページにおいて公開しました。(→ 〃 NO. 46)

ウ 要支援難病患者に対して、災害時の連絡体制及び搬送手段、避難先等について体制整備をするため、本人及び家族、関係機関と連携した災害時個別避難計画の策定及び計画内容の評価と見直しを実施しました。あわせて、在宅での療養生活が円滑にできるよう、また、災害時や急変時の連絡体制を確立するため、関係機関と連携して在宅療養支援計画を策定しました。(→ 〃 NO. 47、48、49、51)

3 令和5年度における県施策の概要

条例第 13 条及び第 14 条に規定する施策に該当する県施策の実施計画は、別紙 2 のとおりです。

【参考】みんなで取り組む防災活動促進条例（平成 22 年 10 月 15 日条例第 49 号）

本県は、これまで台風や地震、津波をはじめ、甚大な被害をもたらす災害に幾度となく見舞われてきたが、将来においても、巨大地震や大津波による広域的な被害が懸念される。

本県における防災の体制は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画により確立し、行政が主体となって対策を推進してきたが、他方で、住民のなかには「防災は行政の役割」という意識が醸成され、災害に対する備えや行動等に課題がある。また、急速な高齢化の進展により、災害時に周囲からの支援を必要とする高齢者等が増加しつつある。

このような現状を踏まえ、将来の災害に適切に対処するためには、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、災害時の高齢者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、自助、共助に基づく防災活動を公助が支援していくことが不可欠である。過去の教訓を次代に継承し、「自分の命を守りたい」、「家族を守りたい」、「地域を守りたい」という主体的な自助や共助が発揮される社会の実現に向け、県を挙げて防災に取り組んでいくことが、私たちに課せられている課題である。

ここに私たちは、県民相互の協力の下、防災活動に取り組み、将来に向かって、安心して生活することができる災害に強い地域社会を築いていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、災害から県民の生命及び財産を守るための防災の対策について、基本理念を定め、県民、自主防災組織等、事業者及び県の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、県民、自主防災組織等及び事業者による防災活動並びに県の支援等の基本となる事項を定めることにより、県民、自主防災組織等及び事業者の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第 2 条第 2 号に規定する防災をいう。
- (3) 自主防災組織等 自主防災組織（法第 2 条の 2 第 2 号に規定する自主防災組織をいう。）その他地域において防災を目的として活動を行う組織をいう。
- (4) 避難行動要支援者 法第49条の10第 1 項に規定する避難行動要支援者をいう。

（基本理念）

第 3 条 防災の対策は、県民が自らを災害から守る自助、地域において県民、自主防災組織等及び事業者（以下「県民等」という。）が助け合う共助並びに県及び市町村が行う公助を基本としなければならない。

2 防災の対策は、自助の意識を高揚しつつ、共助を尊重する社会的気運を醸成しながら、県民等、市町村及び県が相互に連携し、及び協力して実施されなければならない。

（県民の責務）

第 4 条 県民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自助の主体として災害の発生に備える意識を高め、自ら防災活動を行うよう努めるものとする。

（自主防災組織等及び事業者の責務）

第5条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として防災活動を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として自ら災害の発生に備えるための手段を講ずるとともに、地域における防災活動に参加するよう努めるものとする。

(県の責務)

第6条 県は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するとともに、県民等が行う防災活動の支援を行うものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(災害への備え)

第8条 県民は、防災に関する知識の習得のため、防災に関する講演会、研修会等に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、地域における防災訓練及び自主防災組織等の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 県民は、災害が発生した場合において必要とする生活物資並びに災害及び防災に関する必要な情報を収集するための機器を備えておくよう努めるものとする。

4 県民は、所有し、又は居住する建築物の倒壊を防止するため、必要に応じて耐震診断を行い、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難の経路、方法及び場所並びに家族との連絡の方法を確認しておくよう努めるものとする。

第9条 自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難の支援を円滑に行うため、市町村と連携しながら、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに、支援体制の整備に努めるものとする。

第10条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における事業の継続又は早期の復旧のための計画（以下「事業継続計画」という。）を作成しておくよう努めるものとする。

(災害時の行動)

第11条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自主的な避難、市町村長が発令する避難情報に従った行動その他適切な行動をとるよう努めるものとする。

第12条 自主防災組織等及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、互いに連携しながら、地域における情報の収集及び伝達、避難の誘導、消火、人命救助、救護その他災害の拡大の防止に努めるものとする。

(県民等の防災活動への支援)

第13条 県は、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を支援するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 防災に関する正しい知識の習得のための教育を行うこと。

(2) 防災活動に携わるボランティアの育成を図ること。

- (3) 地域における防災活動のリーダーの育成を図ること。
- (4) 事業者の事業継続計画の作成に関する助言を行うこと。
- (5) 県民等の防災活動に関する普及啓発及び表彰を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県民等の自発的な防災活動に資する援助を行うこと。

(避難行動要支援者の支援体制の整備に係る支援)

第14条 県は、第9条に規定する支援体制の整備が円滑に行われるよう、法第49条の14第1項に規定する個別避難計画についての助言その他必要な支援を行うものとする。

(実施状況の公表)

第15条 知事は、毎年度、前2条に規定する施策の実施状況について、県民が利用しやすい方法により公表するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、県民等の防災活動への支援に係る施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第15条の規定は、平成23年度に実施する施策から適用する。

附 則 (平成26年3月28日条例第16号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月12日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。